

デジタル印刷機の表示に関する  
ガイドライン

(基準・施行規則・解説)

2009年7月 制定  
社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会  
デジタル印刷機部会／技術分科会

## 目 次

事 項	基 準	内 容	細 目	施行規則	頁
目的	第 1 条	基準の目的			2 頁
定義	第 2 条	基準上の用語の定義	1. 表示の定義 2. デジタル印刷機の定義 3. 事業者の定義 4. カタログの定義 5. 取扱説明書の定義 6. 保証書の定義 7. 保守サービス契約書の定義	第 1 条 第 2 条 第 3 条 第 4 条	2 頁 2 頁 2 頁 3 頁 3 頁 3 頁 3 頁
表示の基本	第 3 条	表示における遵守事項		第 5 条	3 頁
不当表示の禁止	第 4 条		不当表示に該当する行為類型	第 6 条	4 頁
必要表示事項(必ず表示すべきもの)	第 5 条	カタログの必要表示事項	(1)事業者の名称、所在地 (2)品名及び形名(型名) (3)カタログの作成時期 (4)仕様 (5)消耗品に関する事項 (6)保証並びに保守サービスの方式に関する事項 (7)補修用性能部品の保有期間 (8)不正印刷の禁止及び著作物等の印刷に関する制限事項 (9)安全に関する警告表示事項 (10)その他、デジタル印刷機の購入において参考となる事項 (11)カタログの内容についての問合せ先記載欄 2. 総合カタログ、簡易カタログ並びに特定使用者向けカタログに関する事項	第 7 条 第 8 条 第 9 条 第 10 条 第 11 条 第 12 条 第 13 条 第 14 条 第 15 条 第 16 条	6 頁 6 頁 7 頁 7 頁 7 頁 7 頁 7 頁 7 頁 7 頁 7 頁 8 頁 8 頁
	第 6 条	取扱説明書の必要表示事項	(1)事業者の名称、所在地及び電話番号等 (2)品名及び形名 (3)仕様 (4)付属品の名称及び数 (5)消耗品に関する事項 (6)取扱上の注意事項 (7)保証並びに保守サービスに関する事項または修理に関する事項 (8)不正印刷の禁止及び著作物等の印刷に関する制限事項 (9)事業者のお客様相談窓口に関する事項	第 17 条 第 18 条 第 19 条 第 20 条 第 21 条 第 22 条 第 23 条	8 頁 8 頁 8 頁 8 頁 8 頁 8 頁 9 頁 9 頁 9 頁

事項	基準	内容	細目	施行規則	頁
	第7条	保証書の必要表示事項	(1)保証書である旨 (2)保証書の名称、所在地及び電話番号 (3)品名及び形名(型名) (4)保証期間 (5)保証対象となる部分 (6)保証の様態 (7)使用者の費用負担となる場合があればその内容 (8)保証を受けるための手続き (9)適用除外に関する事項 (10)無償修理等の実施者 (11)その他施行規則で定める事項	第24条 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条 第32条 第33条 第34条	10頁 10頁 10頁 10頁 10頁 10頁 10頁 11頁 11頁 11頁 11頁
	第8条	保守サービス契約書の必要表示事項	(1)保守サービス契約書である旨 (2)保守サービスの最終責任者の名称、所在地及び電話番号等 (3)品名及び形名(型名) (4)保守サービス契約期間又は期限 (5)保守サービス料金 (6)保守契約者個人情報の取扱い	第35条 第36条 第37条 第38条 第39条 第40条	12頁 12頁 12頁 12頁 12頁 12頁
	第9条	本体の必要表示事項	(1)原産国表示 (2)国産品の原産国表示の例外規定	第41条	12頁
特定表示基準(表示する場合は定めた基準によるべきもの)	第10条	特定用語の使用基準	(1)永久を意味する用語 (2)完全を意味する用語 (3)安全性を意味する用語 (4)最上級及び優位性を意味する用語 (5)その他の用語 2. 技術的専門用語	第42条 第43条 第44条 第45条 第46条 第47条	13頁 13頁 14頁 14頁 14頁 14頁
	第11条	特定事項の表示	(1)比較表示 (2)数値表示 (3)認定等の表示 (4)消費電力量の表示	第48条	14頁 15頁 15頁 15頁
	第12条	希望小売価格等の表示	(1)希望小売価格等の呼称 (2)希望小売価格等に含まれない物の表示 (3)希望小売価格等のない場合の表示 (4)販売業者向けカタログでの価格表示		16頁 16頁 16頁 16頁
デジタル印刷機部会及び技術分科会	第13条		デジタル印刷機部会及び技術分科会の役割		16頁
	第14条		基準の制定、変更		16頁
	第15条		表示物の提出		16頁
附則					17頁

前文)

我々は、デジタル印刷機の広告その他の表示が使用者等による商品の購入と使用のための正しい知識の普及に役立つよう努めてきた。デジタル印刷機の表示に関する規則を制定するに当たり、とくに次の事項を銘記して規則の厳正な実施を期するものである。

1. デジタル印刷機は、使用環境、使用状況等の影響を受けやすい商品であるため、使用者等に過度の期待を抱かせるような広告その他の表示は厳に戒めなければならない。
2. デジタル印刷機は、安全の上からも機能の保持の上からもその製造された意図どおりに使用され、又示された注意に従って管理される必要がある。このために必要な使用上及び保管上の注意事項、並びに禁止事項の表示は漏れることのないよう注意しなければならない。
3. デジタル印刷機の販売業者に対し、正確な情報の速やかな提供に努めるものとする。

表1

基準	施行規則	解説
<p>(目的) 第1条 このデジタル印刷機の表示に関する基準（以下「基準」という。）は、日本国内におけるデジタル印刷機の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、購入者、使用者、リース・レンタル業者等（以下「使用者等」という。）の適正な商品選択に資するとともに、使用者等に対する不当な誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。</p>		<p><b>【目的】</b> この基準で「デジタル印刷機の取引」とは、製造業者が自己の製造、販売するデジタル印刷機についての直接の取引先である卸売業者や小売業者など流通業者との取引 および その流通業者を通じた使用者等との取引をいいます。従って製造業者が作成する使用者等向けのカatalogやテレビCM等の広告、商品に添付する取扱説明書や保証書などの印刷物、商品自体の表示等が規制の対象になります。 ただし、小売業者が独自に行う広告その他の表示はこの基準の規制対象とはなりません。</p>
<p>(定義) 第2条 この基準において「表示」とは、昭和37年公正取引委員会告示第3号に規定するものであって、デジタル印刷機の表示に関するガイドラインの施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるものをいう。</p> <p>2 この基準において「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。</p> <p>3 この基準において「事業者」とは、社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会デジタル印刷機部会に加盟し、当該製品を製造して販売する事業者。デジタル印刷機部会に加盟していない販売事業者並びにこれらに準ずる事業者であり、</p>	<p>第1条 基準第2条第1項に規定する「表示」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した取扱説明書、保証書等による表示</li> <li>(2) カatalog、パンフレット、チラシその他これらに類する印刷物による広告その他の表示</li> <li>(3) 録音テープ、ビデオテープ、光ディスクその他これらに類する音声、映像媒体による広告その他の表示</li> <li>(4) 電話、ファクシミリ、インターネットその他これらに類する通信媒体によるもの及び口頭による広告その他の表示</li> <li>(5) ポスター、ステッカー、看板その他これらに類するものによる広告</li> <li>(6) 拡声器、ネオンサイン、アドバルーン、電光掲示、画像表示装置その他これらに類するものによる広告及び陳列物、実演による広告</li> <li>(7) 新聞、雑誌その他の出版物、放送（音声、画像、有線設備によるものを含む）、映画、演劇及びこれらに類するものによる広告</li> <li>(8) 入場券、乗車券、プログラム、テレホンカードその他これらに類するものによる広告及び景品類に記載する表示</li> </ol> <p>第2条 基準第2条第3項に規定する「これらに準ずる事業者」とは、次に掲げる各号に該当する者であって、デジタル印刷機を製造して販売する事業者及び輸入して販売する事業者と実質的に同一の事業を行っている者と認められる者をいう。</p>	<p><b>【定義】</b> 基準第2条は定義事項で第1項から第7項までに、表示、デジタル印刷機、事業者、カatalog、取扱説明書、保証書、保守サービス契約書の定義を定めています。</p> <p><b>(表示の定義)</b> 基準の運用上、この基準の対象となる表示とは何かを確定し、より分かりやすく具体的に示しました。 対象となる表示を8類型に分類し、詳しく網羅的に指定できるものになりました。これは基準第2条第1項にいう「昭和37年公正取引委員会告示第3号の一部改正」が平成10年公正取引委員会告示第20号で示され、その5類型を更に細分化し、具体化したものです。 規則第1条第4号の「口頭によるもの」とは例えばショールームやお客様相談室における説明、催事などにおける説明等を言います。 規則第1条第8号の景品類とは、ティッシュペーパーやタオル等デジタル印刷機の販売促進用として提供される物品のことを言います。 この規則の必要表示事項の規定は、規則第1条第1号の類型に属するものの中から取扱説明書、保証書及び本体について定め、規則第1条第2号の類型の中からカatalogを代表として選んで定めていますが、基準第3条（表示の基本）、第4条（不当表示の禁止）、第10条（特定用語の使用基準）及び第11条（特定事項の表示基準）の規定は、ここで掲げられたすべての表示に適用されますから注意してください。</p> <p><b>(デジタル印刷機の定義)</b> 基準第2条第2項の「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機。</p> <p><b>(事業者の定義)</b> 規則第2条では、単に製造・販売業者のみならず、輸入品の国内総代理店やブランド事業者もまた事業者である旨を定めています。 製造業者が、他の製造業者や特定販売業者のブランド製品を製造（いわゆるOEM供給）する場合は、直接、規制の対象とならず、いずれもその製品を仕入れて販売するブランド事業者がこの規</p>

<p>このガイドラインに賛同する事業者をいう。</p> <p>4 この基準に於いて「カタログ」とは、デジタル印刷機の種類、購入又は賃借等（以下「購入」という。）に際して使用者等の参考となる仕様、性能、特長などの諸情報を記載した印刷物等をいう。</p> <p>5 この基準において「取扱説明書」とは、事業者が自己の販売するデジタル印刷機に添付して顧客に提供する印刷物等であって、使用者等が製品を適切に使用し、かつ、管理するために必要な事項等を記載したものをいう。</p> <p>6 この基準において「保証書」とは、事業者が自己の販売するデジタル印刷機について、一定の条件の下に、一定期間内に発生した故障に対して、主として無料修理等をする旨を記載したものをいう</p> <p>7 この基準において「保守サービス契約書」とは、事業者が自己の販売するデジタル印刷機について、一定の条件の下に、一定期間内に故障修理及び点検調整等を有料で行うことを使用者等との間で合意する書面をいう。</p>	<p>(1) 他の事業者に製造委託したデジタル印刷機について自己の商標又は名称を表示して販売する事業者</p> <p>(2) デジタル印刷機を製造又は輸入して販売する事業者と総代理店契約その他特別の契約関係にある事業者</p> <p>第3条 基準第2条第4項に規定する「印刷物等」とは、「カタログ」、「パンフレット」、「リーフレット」等と称される印刷物のほか「ホームページ等に掲載されている商品情報」も含む。</p> <p>第4条 基準第2条第5項に規定する「取扱説明書」には、同項に該当する印刷物や映像や音声等による情報提供物であって、「使用説明書」、「ご使用のしおり」、「ご愛用の手引」等と称されるものも含む。</p>	<p>定にいう事業者となります。</p> <p>そのブランド事業者が当部会へ加盟、またはこのガイドラインに賛同する場合、基準を遵守する必要がありますが、製造元としても、製品本体の表示や、また製品と同時に取扱説明書、保証書等を納入する場合は、その表示に関しても基準を尊重する必要があります。</p> <p>また、製造業者の卸売業者である地域販売会社や代理店についても適正な指導をしてください。</p> <p><u>（カタログの定義）</u> 事業者の作成するカタログには、 ①機種ごとの単品カタログ ②デジタル印刷機全機種カタログのような1品目の総合カタログ ③デジタル印刷機以外の機器類等を網羅した総合カタログ ④特定の業務、業種向け等一定の目的のために作成した特定商品群カタログ ⑤特定のキャンペーン、売り出し用カタログ ⑥事業者の一部を印刷し、販売店が追加印刷して使用するカタログ ⑦リース及びレンタル用カタログ ⑧インターネット上のカタログ ⑨サービスで作成する部品等のカタログ など種々様々な形態・内容のものがありますが、⑤⑥⑦のなかで、専ら価格、支払条件など取引条件を表示する印刷物は、この基準でいうカタログに該当せず、基準第5条（カタログの必要表示事項）は適用されません。ただし、基準第4条（不当表示の禁止）及び基準第10条と第11条の特定表示の規制対象になりますので、この点では作成上注意が必要です。</p> <p>規則第3条は、カタログという呼び名のいかんを問わず、定義に当てはまるものはすべてカタログとして扱うという趣旨です。</p> <p>例えば、ダイレクトメールなどもカタログの一種として上記に準じて取り扱ってください。</p> <p><u>（取扱説明書の定義）</u> 一般的記述や特定事項の効果的な使用法を記した読本、販売業者・工事業者あての据付等に関する説明書及び取扱説明書を補助する正誤表、Read me は、この基準でいう取扱説明書には当たりません。</p> <p><u>（保証書の定義）</u> 基準第2条第6項の定義どおりであり、この定義に基づいて基準第7条の1号から11号までの必要表示事項が定められています。</p> <p><u>（保守サービス契約書）</u> 保守サービスの内容は基準第2条第7項の定義どおりであり、この定義に基づいて基準第8条の第1号から第5号の必要表示事項が定められています。</p>
<p>（表示の基本） 第3条 デジタル印刷機の種類や購入、使用に際しては、使用者等の正しい理解が重要である。したがって、事業者は製品に関する表示に当たり、次のことを守るものとする。</p> <p>(1) 正しい表示をし、虚偽の又は誇大な表示をしないこと。</p>	<p>第5条 基準第3条第1項第3号に規定する「前提条件」とは、表示する数値及び内容が成り立つための事項であって、使用者等の誤認を防止するために欠かすことのできないものをいい、すべての表示物で提供する情報に近接して明りょうに表示しなくてはならない。</p> <p>前提条件とは次の例のようなものをいう。 「当社比」、「〇〇クラス」、「たとえば</p>	<p>【表示の基本】 基準第3条は、広告の表示に対する業界の基本姿勢を表明したものです。</p> <p>使用者等は商品の知識や情報についての収集には限界があり、そのほとんどを商品の供給者たる事業者に頼らざるを得ません。デジタル印刷機は絶えず新しい技術が開発され、製品として導入される結果、使用者等の自由で正しい商品選択や購入、使用に際しては常に正確かつ迅速な情報提供が必要となります。このような情報が与えられて初めて、使用者等と商品提供者たる事業者との信頼関係が築かれるといえます。</p> <p>第2項第1号から第4号までは、当基準の後段において各項目</p>

<p>(2) 使用者等の知りたい情報を迅速かつ的確に提供するように努めること。</p> <p>(3) 使用者等の正しい理解を得るために、提供する情報の前提条件を明瞭に表示するように努めること。</p> <p>(4) 人の身体及び生命財産への影響及び社会的影響を常に配慮し、誠意と責任のある表示を行うこと。</p> <p>(5) 製品の安全保持、品質保持、機能保持等のため必要十分な注意事項及び禁止事項は漏れないように表示するとともに、常に使用者啓発に努めること。</p> <p>2 基準第1条の目的を達成するため、事業者はデジタル印刷機に関する表示をする場合は、次に掲げる事項を銘記し、使用者等にとって解かりやすい表示の実施に努めなくてはならない。</p> <p>(1) 不当表示の禁止 表示に当たっては、使用者等の誤認を招かないよう十分に配慮すること。</p> <p>(2) 必要表示事項 使用者等の商品の選択、購入又は使用に当たっては必要な情報の提供は漏れないよう十分注意すること。</p> <p>(3) 特定用語の使用基順 表示に当たっては、使用者等の事実誤認や過度な期待が生じぬよう用語の使用に十分注意すること。</p> <p>(4) 特定事項の表示基準 表示に当たっては、特に重要とされる事項については事実誤認や漏れないよう十分注意すること。</p> <p>(5) 流通業者への情報提供 製品の販売業者に対し、正確な情報の速やかな提供に努めること。</p>	<p>○年前の当社商品との比較]、「受賞年度」等。</p> <p>別に再度詳しく触れますが、使用者等にとってわかりやすい表示を実施するうえでの基本的な注意事項を列記したものです。</p> <p>第2項第5号の基準は、使用者等向けの情報提供はもちろんですが、使用者等に直接接する小売業者向けの手引書等についても、小売業者がそのまま使用者等に伝達しても問題が生じないように、正しく且つタイミングの良い情報を提供する必要があります。小売業者の不適切な情報により、使用者等の誤認が生じないように留意すべきです。</p> <p>(前提条件) 規則第5条に規定する「前提条件」とは、表示する数値及び内容が成立するために不可欠なもので、明示されないと不当表示になるおそれのある事項をいい、使用者等が商品選択にあたり優良誤認を招くおそれのない「補足事項」とは区別されます。</p> <p>従って、「前提条件」はテレビCFや屋外看板も含む全ての表示物で、その表示物の特性に合わせ、十分視認・視聴できなければなりません。</p> <p>「補足事項」については、テレビCF等表示時間が限られるものは省略する事が出来ます。</p>	<p>別に再度詳しく触れますが、使用者等にとってわかりやすい表示を実施するうえでの基本的な注意事項を列記したものです。</p> <p>第2項第5号の基準は、使用者等向けの情報提供はもちろんですが、使用者等に直接接する小売業者向けの手引書等についても、小売業者がそのまま使用者等に伝達しても問題が生じないように、正しく且つタイミングの良い情報を提供する必要があります。小売業者の不適切な情報により、使用者等の誤認が生じないように留意すべきです。</p> <p>(前提条件) 規則第5条に規定する「前提条件」とは、表示する数値及び内容が成立するために不可欠なもので、明示されないと不当表示になるおそれのある事項をいい、使用者等が商品選択にあたり優良誤認を招くおそれのない「補足事項」とは区別されます。</p> <p>従って、「前提条件」はテレビCFや屋外看板も含む全ての表示物で、その表示物の特性に合わせ、十分視認・視聴できなければなりません。</p> <p>「補足事項」については、テレビCF等表示時間が限られるものは省略する事が出来ます。</p>
<p>(不当表示の禁止) 第4条 事業者は、自社のデジタル印刷機の品質、規格その他の内容について、実際のもの若しくは競争事業者に係るものよりも著しく優良である、又は価格その他の取引条件について実際のもの若しくは競争事業者に係るものよりも著しく有利であると使用者等に誤認されるおそれのある、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 事実と相違する表示 (2) 事実を著しく誇張した表示</p>	<p>第6条 基準第4条に規定する「誤認されるおそれのある」表示の例は次のとおりである。</p> <p>(完璧性を意味する用語の使用) (1) 品質、性能、取引条件等について「永久」、「完全」など完璧性を意味する用語を断定的に使用すること。 (省エネルギー、節約、静音の用語の冠的使用) (2) 省エネルギー、節約、静音等の用語を商品名、愛称などに冠的に使用すること。</p>	<p>【不当表示の禁止】 基準第4条(不当表示の禁止)は、第3条の(表示の基本)と共に本規則の根幹をなすものであり、不当表示行為は使用者等への欺まんの行為として独占禁止法の不公正な取引方法の一類として禁止されております。</p> <p>そのため、本基準の第4条では最も基本的な3つの行為類型を定め、さらに規則第6条第1項において誤認のおそれのある2.2の具体例を示しました。</p> <p>○不当表示の禁止規定に抵触するか否かの判断は、「使用者等に誤認されるおそれがあるかどうか」ですが、誤認の結果、使用者等が何らかの損失を蒙ってはじめて不当性が生じるというものではなくて使用者等に誤認される可能性があれば足够了。</p>

<p>(3) デジタル印刷機の選択、購入又は使用にあたり重要な事項についての不表示又は不明りょうな表示</p>	<p>(健康、安全、環境保全等の用語の商品名、愛称への使用)</p> <p>(3) 人の身体・生命・財産にかかわる健康、安全、環境保全等の用語を直接的又は暗示的に商品名、愛称などに冠的に使用すること。 (最高、NO.1等最上級及び優位性を意味する用語の使用)</p> <p>(4) 客観的事実又は根拠に基づかずに「No.1」、「最高」、「世界初」等の用語を使用すること。</p> <p>(5) 「No.1」、「最高」、「新製品」等の状態が終了しているにもかかわらず、継続して使用すること。 (重要な事項の不表示及び不明りょうな表示)</p> <p>(6) 品質、性能、取引条件に関し、商品の選択、購入に重要な影響を及ぼす事項についての不表示又は不明りょうな表示。</p> <p>(7) 使用環境、使用条件によって性能・効果が著しく低下する場合で、その旨を明りょうに表示しないこと。</p> <p>(8) 法律等制限事項があるのにないかのように表示すること。 (別売品についての表示)</p> <p>(9) 表示価格に含まれていない別売品について、別売りである旨を明示しないこと。 (保証についての表示)</p> <p>(10) 有償の保証にもかかわらず無償のように表示すること。</p> <p>(11) 一部の保証にもかかわらず全部のように表示すること。</p> <p>(12) 使用者等の負担すべき内容について表示しないこと。 (原産国についての表示)</p> <p>(13) 原産国名の不表示、又は原産国名を虚偽表示すること。</p> <p>(比較表示)</p> <p>(14) 自社の製品との比較にもかかわらず、あたかも他社のものとの比較であるかのような表示をすること。</p> <p>(15) 過去の製品との比較にもかかわらず、あたかも現行のものとの比較であるかのような表示をすること。</p> <p>(16) 使用環境・使用条件が異なるにもかかわらず、同一条件であるかのような表示をすること。</p> <p>(17) 標準化された測定方法又は算出根拠がないのに、あるかのように比較表示をすること。 (数値表示)</p> <p>(18) 他の商品との併用で合算した数値にもかかわらず、単一の商品の性能効果であるかのように表示すること。</p> <p>(19) 客観的に実証が困難であって、根拠が不明確な表示をすること。 (認定等の表示)</p> <p>(20) 受賞、認定、推奨等の内容が事実と異なるか、又は誇大な表示をすること。 (絵、写真、映像等による表示)</p>	<p>○規則第6条の規定は、特定用語の使用に関した例であり、規則第42条から第47条(特定用語の使用規則)を参照するとともに、「環境」「省エネ・節約」「騒音」等の用語に関する表示基準(表2-1から2-3)を遵守することが必要です。</p> <p>○施行規則6条(2)の愛称とは、商品の愛称のことを言います。</p> <p>○「重要な事項の不表示」とは、使用者等の商品の選択・購入に際し不可欠とされる数値及び品質・性能に関する重要事項について表示されていない場合を言います。 規則第5条の(表示の基本)の「前提条件」に当たる事項は、この「重要な事項」に該当し近接表示がされていない場合、不表示または不明りょうな表示として判断されるおそれがあります。</p>
---	---	---



	<p>(21) 絵、写真、映像等により品質、性能を著しく誇張して表示すること。 (中傷、誹謗) (22) 他の事業者の製品を中傷又は誹謗して表示すること。</p> <p>2 基準第4条第3号に規定する「不明りょうな表示」とは、次のようなものをいう。 (1) 文字が小さい、又は配色で見にくい表示 (2) 離れて表示されていて分かりにくい表示 (3) 曖昧な表示</p>	<p>○規則第6条第2項の「不明りょうな表示」の場合ですが、これは表示されていたとしても、使用者等が見づらく、内容を理解できないものを意味しています。 ・規則第6条第2項第1号に「文字が小さく見にくい」とあり、文字の大きさはケースバイケースで判断することとし、特別の規定はしていないが、一般的には、カタログでは少なくとも8ポイント以上が必要との指摘もあり参考としてください。 ・同項第1号の「配色で見にくい」とは、文字自体が、銀文字、ピンク文字、白抜き文字などを使用したり、多彩な色を使用し文字が目立たなくなる場合をいいます。 ・同項第2号の「離れて表示されていて分かりにくい」場合とは、他のページ(画面)は勿論ですが、同一画面(紙面)上でも主題となる事項とあまりにかけ離れていたりする場合も含まれます。 ・同項第3号の「曖昧な表示」とは、「どれよりも」「瞬く間に」などあいまいな用語を不明確のまま使用したり、表現内容が理解できない場合などを意味します。</p> <p>景品表示法では、表示と実際のものとの違いばかりでなく、表示から受ける使用者等の認識と実際のものとの違いがある場合にも、不当表示として問われることがあります。</p> <p>商品の内容又は取引に関する事項について、使用者等が一定の認識を得るのは、広告に直接表現されたものからだけでなく、その人がすでに持っている知識や観念と結びつけてであり、事業者側も同様の前提で表示しているはずだからです。(出所：景品表示法質疑応答集 864ページ) 例えば、実際にはきず物や旧型の物の販売であるのに、その旨の表示なしに「メーカー希望小売価格の五割引」と広告することは、使用者等を誤認させる点で不当表示と本質的に異なるところがありません。 このような記載事項に欠けるところがあつたために使用者等に誤認を与える事例では、当該事項(例えばきず物であること)を明確にして、相手方が誤認しないようにしなければなりません。</p>
<p>(カタログの必要表示事項) 第5条 事業者は、カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 事業者の名称及び所在地</p> <p>(2) 品名及び形名(型名)</p>	<p>第7条 基準第5条第1項第1号に規定する「事業者の名称及び所在地」とは、カタログを作成する事業者について表示する。なお、商標及び社名略称を合わせて表示するときは、事業者の名称の表示とみなす。</p> <p>第8条 基準第5条第1項第2号に規定する「品名」とは、事業者がデジタル印刷機について通常使用している呼び名をいい、「形名(型名)」とはデジタル印刷機の形式(型式)ごとに付している略号(例えば、「AB-10」、「CD-20」等)をいう。 形名(型名)には「型番」、「品番」、「機種名」等と呼称するものを含む。</p>	<p><b>【カタログの必要表示事項】</b> 基準第5条では、カタログについて11の事項の表示を義務づけています。表示に際しては、内容を具備していて、分かりやすく表示されれば配列呼称などは自由です。</p> <p><b>(事業者の名称及び所在地)</b> 名称は、各社の状況により本社、担当事業部、工場のうち適切なものを選んで表示し、また書面での問合わせのために、所在地を必ず付記してください。 問合わせのための電話番号については、基準第5条第1項第11号の「カタログの内容についての問合わせ先及び販売店名記載欄」があるため、同項第1号の必要事項とはなっておりませんが使用者等の利便性を考え表示するよう努めてください。</p> <p><b>(品名及び形名(型名))</b> 品名の表示に当たっては、基準で使用している名称にこだわる必要はありません。事業者がそのデジタル印刷機の呼称として通常使用している品名及び形名(型名)を表示してください。愛称のみの表示では不十分です。</p>

<p>(3) カタログの作成時期</p>	<p>第9条基準第5条第1項第3号に規定する「カタログの作成時期」の表示は次の例に準じた表示にする。</p> <p>(1) 発行年月 平成〇年〇月  (2) 〇年〇月作成  (3) このカタログの記載内容は〇年〇月現在のものです。</p> <p>2 カタログの作成時期の表示の場所は、カタログ裏表紙に相当する紙面に表示することを推奨する。ホームページ等に掲載されている商品情報については、この趣旨を踏まえ適切な方法を探るものとする。</p>	
<p>(4) 仕様</p>	<p>第10条 基準第5条第1項第4号に規定する「仕様」及びその表示基準はJIS X 6913に定めるところによる。</p>	<p>(仕様)  仕様表は JIS X 6913 (デジタル印刷機の仕様書様式及びその関連試験方法) を参照してください。</p>
<p>(5) 消耗品に関する事項</p>	<p>第11条 基準第5条第1項第5号に規定する「消耗品」とは、デジタル印刷機の機能を維持するために使用者等が交換・補充を必要とするものをいう。</p>	
<p>(6) 保証並びに保守サービスの方式に関する事項</p>	<p>第12条 基準第5条第1項第6号に規定する「保証並びに保守サービスの方式に関する事項」とは、デジタル印刷機の保証並びに保守サービスの種類及びその概要をいう。</p>	
<p>(7) 補修用性能部品の保有期間</p>	<p>第13条 基準第5条第1項第7号に規定する「補修用性能部品」とは、デジタル印刷機の機能を維持するために必要な部品をいい、「保有期間」は、当分の間、当該デジタル印刷機の製造打ち切り後7年間とする。</p>	<p>(補修用性能部品の保有期間)  表記例  「当社は、この〇〇〇〇 (デジタル印刷機の品名) の補修用性能部品を製造打ち切り後〇年保有しています」</p>
<p>(8) 不正印刷の禁止及び著作物等の印刷に関する制限事項</p>	<p>第14条 基準第5条第1項第8号に規定する「不正印刷の禁止及び著作物等の印刷に関する制限事項」とは、次に掲げる法律による通貨及び政府が発行する有価証券等の印刷の禁止をいい、「著作物等の印刷の制限」とは、著作権法による著作物の印刷の制限をいう。</p> <p>(関係法律)  *通貨及び証券模造取締法  *外国に於て流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造ニ関スル法律  *郵便切手類模造等取締法  *紙幣類似証券取締法  *印紙等模造取締法</p>	
<p>(9) 安全に関する警告表示事項</p>	<p>第15条 基準第5条第1項第9号に規定する「安全に関する警告表示事項」とは、ビジネス機械・情報システム産業協会 (旧日本事務機械工業会) 発行 (平成10年6月改訂&lt;第2版&gt;) の「事務機械製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」に基づき表示する。</p>	
<p>(10) その他、デジタル印刷機  の選択購入において参考となる事項</p>	<p>第16条 基準第5条第1項第10号に規定する「その他デジタル印刷機  の選択、購入において参考となる事項」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 使用条件及び設置条件がある場合はその旨</p>	

<p>(11) カタログの内容についての問い合わせ先及び販売店名記載欄</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総合カタログあるいは簡易カタログ並びに特定使用者向けカタログについては、施行規則で定めるところにより、同項各号のうち第4号から第8号、及び第10号の表示を省略することができる。省略した場合には詳しい内容を知る方法を表示しなければならない。</p>	<p>(2) 商品購入時に価格に関して誤認を与えるおそれのあるものに対する説明</p> <p>ア 工事費が別途かかる場合はその旨</p> <p>イ 製品の取付けや使用等に際して必要な装置等で、表示された価格に含まれていない場合はその旨</p>	<p>(カタログの内容についての問い合わせ先記載欄)</p> <p>基準第5条第11号に規定する「カタログの内容についての問い合わせ先記載欄」は、必ず付けてください。</p> <p>(総合カタログの必要表示事項の一部省略)</p> <p>用途の異なる多数品目について総合的に記載したカタログ(0A総合カタログ等)については、一部の必要表示事項を省略できる除外規定が設けられています。</p> <p>この適用除外が認められる条件として、通常必要表示事項をすべて表示した品目ごとのカタログが別にあることが前提となっています。</p> <p>省略した場合のくわしい内容を知る方法の表示例は次のとおりです。</p> <p>「この総合カタログの掲載商品について、くわしいことは、品目ごとのカタログでご覧くださいか、又は販売店におたずねください。」</p>
<p>(取扱説明書の必要表示事項)</p> <p>第6条 事業者は、取扱説明書を作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 事業者の名称、所在地及び電話番号等</p> <p>(2) 品名及び形名(型名)</p> <p>(3) 仕様</p> <p>(4) 付属品の名称及び数</p> <p>(5) 消耗品に関する事項</p> <p>(6) 取扱上の注意事項</p>	<p>第17条 基準第6条第1号から第3号までに規定する「事業者の名称、所在地及び電話番号等」、「品名及び形名(型名)」及び「仕様」については第7条、8条、10条の規定を準用する。この場合において、第7条中「カタログ」とあるのは「取扱説明書」と読み替えるものとする。</p> <p>第18条 基準第6条第4号に規定する「付属品」とは、当該デジタル印刷機の出荷時、販売価格に含まれて販売されるものをいう。</p> <p>第19条 基準第6条第5号に規定する「消耗品」とは、デジタル印刷機の機能を維持するために使用者等が交換、補充を必要とするものをいう。</p> <p>第20条 基準第6条第6号に規定する「取扱上の注意事項」とは、製品の機能保持、故障防止、安全保持のために必要とされる据付方法、使用方法、手入れの方法、保管方法及び法で定められた廃棄の方法並びにこれらについての注意事項をいう。なお、注意事項の表示については、必要に応じてその理由を記載する。</p> <p>2 据付において、特定の資格を有する者等による据付け工事を必要とするときはその旨を表示する。</p>	<p>【取扱説明書の必要表示事項】</p> <p>基準第6条で取扱説明書の必要表示事項を定めていますが、表示に際し、内容を具備していれば各号の呼称は用いなくともよく、分かりやすく表示されていれば配列を変えることも、各号の表示を適宜分割又は、併合することも差し支えありません。</p> <p>また、該当する事項がなければ表示の必要はありませんが、表示の基本(第3条)の趣旨に基づいて、必要な注意等がもれないようにしてください。</p> <p>なお、取扱説明書が解かりにくいという使用者等の指摘もあるようです。商品ごとにその対象となる使用者等の一般的水準に応じて、誤認を与えないようより分かりやすい表示をする必要があります。</p> <p>(事業者の名称及び所在地)(品名及び形名(型名))(仕様)</p> <p>規則第17条の表示は、カタログのものに準じます。</p> <p>(取扱上の注意事項)</p> <p>規則第20条第1項から第3項に規定する注意を守らなかった場合、けがをしたり、故障の原因となるような大切な注意事項は、その旨を明りょうに表示するようにしてください。</p> <p>注意事項の表示に当たっては、規則第16条第1項「その他デジタル印刷機の種類、購入において参考となる事項」を参考にしてください。</p> <p>特に、人の生命・身体・財産に係わる事項については、製造物責任法が関連してきますので、(社)ビジネス機械・情報システム産業協会(旧 日本事務機械工業会)発行(平成10年6月改訂&lt;第2版&gt;)の「事務機械製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」を参考とし、十分に注意してください。</p> <p>また、製品や消耗品を廃棄する場合の留意事項についても記載</p>

<p>(7) 保証並びに保守サービスに関する事項または修理等に関する事項</p> <p>ア 故障に際して使用者が取るべき処置</p> <p>イ 保証書を添付しない場合の修理、及び保証書を添付している場合であってその保証期間が経過した後の修理に関する事項</p> <p>ウ 補修用性能部品に関する事項</p> <p>エ 消耗部品に関する事項</p> <p>オ 保証並びに保守サービスの方式に関する事項</p> <p>(8) 不正印刷の禁止及び著作物等の印刷に関する制限事項</p> <p>(9) 事業者のお客様相談窓口に関する事項</p>	<p>3 安全に関する警告表示事項については、(社)ビジネス機械・情報システム産業協会(旧 日本事務機械工業会)発行(平成10年6月改訂&lt;第2版&gt;)の「事務機械製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」に基づき表示する。</p> <p>第21条 基準第6条第7号に規定する「保証並びに保守サービスに関する事項または修理等に関する事項」の表示基準は次の通りとする。</p> <p>(1)「故障に際して使用者が取るべき処置」を記載する。故障の見分け方、または点検ができる場合はその方法、修理依頼をする場合の注意事項及びその方法をいう。</p> <p>(2)「保証書を添付しない場合の修理、及び保証書を添付している場合であってその保証期間が経過した後の修理に関する事項」は、修理の依頼先、依頼方法等を表示する。</p> <p>(3)「補修用性能部品に関する事項」は、その製品の機能を維持するために必要な部品である旨を記載し、基準第5条第1項第7号に規定する補修用性能部品の保有期間を表示する。</p> <p>(4)「消耗部品に関する事項」は、デジタル印刷機の機能を維持する為に交換を必要とするものをいい、保証期間中であっても有償である旨を表示する。</p> <p>(5)「保証並びに保守サービスの方式に関する事項」は、第5条の規定に準じて表示する。</p> <p>第22条 基準第6条第8号に規定する「不正印刷の禁止及び著作物等の印刷に関する制限事項」は、規則第14条の規定を準用する。</p> <p>第23条 基準第6条第9号に規定する「事業者の相談窓口に関する事項」は、相談窓口である旨を明記して、同窓口の名称、電話番号及びファクシミリ番号、Web アドレス等を表示する。窓口が多数ある場合は、代表的なものを抜粋して表示し、又は別紙による一覧表を添付することができる。</p> <p>第24条 基準第7条第1号に規定する「保証書である旨」とは「保証書」、「修理保証書」等の名称をいう。</p>	<p>するようにしてください。</p> <p><u>(保証並びに保守サービスの方式に関する事項)(修理等に関する事項)</u> 保証書を添付する場合の表示については、基準第7条(保証書の必要表示事項)を設けて別に定めたので本条ではふれていませんが、保証表示と本号の表示とは相互に密接な関連がありますので、取扱説明書に次の例のような表示を加えるのが望ましいと思われます。</p> <p>&lt;アフターサービスについて&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この商品には保証書を別途添付しております。保証書は所定事項の記入及び記載内容をご確認いただき大切に保存してください。</li> <li>保証期間はお買上げ日より〇年間もしくはトータルカウンター〇〇枚のいずれか早期に達するまで(ただし〇〇部分〇年間です。)。保証書の記載内容により修理します。その他詳細は保証書をご覧ください。</li> <li>保証期間中の修理などアフターサービスについてご不明の場合は、お買上げの販売店か事業者のご相談窓口(取扱説明書に同封一覧表の最寄りのお客様相談センター窓口)にお問合わせください。</li> </ol> <p><u>(補修用性能部品に関する事項)</u> 規則第21条第3号の表示は、規則第12条に準じ保有期間を表示するほか、次の事項の説明を付記してください。 「補修用性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品です。」</p>
--	--	--

<p>(保証書の必要表示事項) 第7条 事業者は、保証書を作成する場合又は取扱説明書の一部を保証書とする場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 保証書である旨</p> <p>(2) 保証者の名称、所在地及び電話番号</p> <p>(3) 品名及び形名(型名)</p> <p>(4) 保証期間</p> <p>(5) 保証対象となる部分</p> <p>(6) 保証の態様</p> <p>(7) 使用者の費用負担となる場合があればその内容</p>	<p>第25条 基準第7条第2号に規定する「保証者の名称、所在地及び電話番号」とは、保証書の内容について最終的に責任を負う事業者について表示する。ただし、複数の事業者が共同して責任を負う場合は、その連名とすることができる。</p> <p>第26条 基準第7条第3号に規定する「品名及び形名(型名)」については規則第8条の規定を準用する。ただし、保証書の書式を多数品目に共通とした場合、又は品目ごとに共通とした場合は、それぞれの「品名及び形名(型名)」又は「形名(型名)」の記載欄を設け販売に当たって記載する方法を採ることができる。</p> <p>第27条 基準第7条第4号に規定する「保証期間」とは、無償修理等を行う期間又は期限をいう。ただし、デジタル印刷機の部分により保証期間が異なる場合は、部分を明らかにして、その対象ごとに表示する。期間の始期及び終期を表示する。始期については販売に当たって記入する購入年月日欄を設けることとし、終期については、保証期間は購入日から〇年間である旨を表示する。</p> <p>第28条 基準第7条第5号に規定する「保証対象となる部分」は、デジタル印刷機のすべての部分について保証しているのか、部分的な保証なのかを明らかにして、部分的な保証であるときは対象となる部分又は対象外となる部分を表示する。</p> <p>第29条 基準第7条第6号に規定する「保証の態様」は、保証期間中の故障に対し保証書に基づいて保証者が取るべき無償修理等の処置を表示する。</p> <p>第30条 基準第7条第7号に規定する「使用者の費用負担となる場合があればその内容」は、保証期間内に部品代、工料等の一部が有償となる場合は、有料となる費目を表示する。また、保証期間内に無償修理等を行うに当たって、使用者が出張料、送料等の費用を負担しなければならない場合は、その旨を表示する。</p>	<p>【保証書の必要表示事項】</p> <p>(保証書である旨) 保証書は、独立文書とする必要はありませんが、規則に基づく保証書であることを明らかにする意味で、まず規則第24条で「保証書」等と表示することとしています。</p> <p>(保証者の名称、所在地及び電話番号) 規則第25条の表示は、当業界では通常事業者が保証者なので、事業者の名称、所在地及び電話番号を表示することとなります。ブランド事業者(規則第2条に該当する事業者)は事業者と同じ立場に立ちますが、事業者は連名で保証者となることができません。</p> <p>(品名及び形名(型名)) 規則第26条の表示に当たって、品名の極端な省略(例えば愛称のみ)はしないでください。(カタログ等では、愛称が強調されても写真等が併載されていて品名誤認は起こらないといえますが、保証書は本体とは別に保管されることが多く、品名の明示がないと判らない場合が生じます。)なお、規則第26条ただし書きに該当する書式を用いるときは品名及び形名(型名)が確実に記載された上で使用者等に渡されるよう販売店に徹底してください。</p> <p>(保証期間) 規則第27条規定について一部分の保証期間が他の部分より長い場合は、標準となる期間を表示して、一部分についてのただし書きを付記することにして差し支えありません。(例えば「保証期間はお買上げの日から〇年間、ただし、(一部分の名称)は△年間)なお、使用者等のお買上げ年月日(納入日)を記載する欄を必ず設けて下さい。 保証期間の表示は、次の例により期間による表示あるいは、期限による表示又は両者の併用による表示を行って下さい。 (1) 保証期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までです。 (2) 保証期間は、お買上げの日から〇年間(〇ヶ月間)です。 (3) 保証期間は、お買上げの日から〇年間(〇ヶ月間)もしくはトータルカウンター〇〇枚のいずれか早期に達するまでです。</p> <p>(保証対象となる部分) 規則第28条規定に関しすべての部分について保証している場合は、「本体」として表示してください。この場合の本体は規則第18条の付属品を含みますが、包装類は含まれないものとします。ただし付属品の中に、消耗性部品があつて保証期間を短縮するか、適用除外とする場合は、その旨を明示しておく必要があります。</p> <p>(保証の態様) 規則第29条に定める保証の態様とは、一般に無償修理をいいますが、例外的に取り替え等を行う場合でも、本号の表示は「無償修理」となります。</p> <p>(使用者の費用負担となる場合があればその内容) 規則第32条に定める適用除外に関する事項のほかに、規則第30条に定める保証期間内に無償修理等を行うに当たって使用者等が出張料、時間外修理費等を負担する場合は、使用者等に誤認を与えないようにその旨の表示を行ってください。 例えば離島等で使用者等が出張料等を負担する場合は、次の例によりその旨を明らかにしてください。 「離島及び離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。」</p>
--	--	---

<p>(8) 保証を受けるための手続</p>	<p>第31条 基準第7条第8号に規定する「保証を受けるための手続」は、保証書の提示等、無償修理等を受けるために、使用者が行わなければならない事項を具体的に表示する。</p>	<p><u>(保証を受けるための手続)</u> 規則第31条に規定の保証書の提示を必要とする場合の手続は、次の例により表示してください。</p> <p>「お買上げの販売店にご依頼のうえ、修理に際して本書をご提示ください。」</p>
<p>(9) 適用除外に関する事項</p>	<p>32条 基準第7条第9号に規定する「適用除外に関する事項」は、保証期間内で、保証書に基づく無償修理等を受けられない場合を具体的に表示する。</p>	<p><u>(適用除外に関する事項)</u> 規則第32条の規定により無償修理を受けられない場合は次の理由例を表示してください。</p> <p>(1)使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障及び損傷 (2)落下又は転倒による故障及び損傷 (3)火災、地震、水害、落雷その他の天災地変、公害や異常電圧による故障及び損傷 (4)保証書の提示を必要とする場合であってその提示がない場合 (5)お買上げ年月日、お客様名、販売店名等記入が定められた事項の記入がない場合、字句が書き換えられた場合 (6)外国で使用する場合</p>
<p>(10) 無償修理等の実施者</p>	<p>第33条 基準第7条第10号に規定する「無償修理等の実施者」の表示は、保証者が修理等を行う場合はその旨、保証者と保証書に基づく無償修理等の実施者とが異なる場合は実施者の名称、所在地及び電話番号を表示する。ただし、あらかじめ実施者を特定できない場合は、その記載欄を設け販売に当たって記載する方法を取ることができる。</p> <p>なお、表示された実施者に修理依頼することが困難な場合は他の修理依頼の方法等を記載する。</p>	<p><u>(無償修理等の実施者)</u> 当業界では、規則第33条ただし書きの取扱いとなるのが大半なので、販売店名の記入を確実にしよう販売店に徹底してください。</p> <p>なお、保証期間終了後の有償修理をどこに依頼するかは使用者等の自由ですが、本号で無償修理の実施者を特定して表示した場合は、その実施者に依頼するのが使用者等にとって便利と思われる場合が多いので、推奨の表示を加えるのもよいと思います。</p>
<p>(11) その他施行規則で定める事項</p>	<p>第34条 基準第7条第11号に規定する「その他施行規則で定める事項」とは、次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1) 保証期間内に設置場所の変更によって保証書の記載事項の変更等が必要な場合は、その手続 (2) 保証書の発行により、購入者の法律上の権利が制限されることはない旨 (3) 控えが付いた個人情報記載欄のある保証書には個人情報の取扱い目的を特定し、保証書及び控えにその利用目的を記載する。</p>	<p><u>(その他施行規則で定める事項)</u> 規則第34条第1項の事項は、実態に即して種々の処置がとられるので、次の例のように表示するとともに、相談を受けた場合適切な処置がとれるようにしておいてください。</p> <p>ご移転の場合は事前にお買上げ販売店にご相談ください。(移転の場合) 規則第34条第2項の表示は、次の例によって行ってください。</p> <p>「この保証書は本書に明示した期間、条件のもとにおいて無償修理をお約束するものです。従ってこの保証書によってお客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理等についてご不明の場合は、お買上げの販売店又は別紙のお客様相談センターにお問合わせください。」</p>
<p>(保守サービス契約書の表示事項) 第8条 事業者は、保守サービス契約書を作成する場合は次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りように表示しなければならない。</p> <p>(1) 保守サービス契約書である旨</p> <p>(2) 保守サービスの最終責任者の名称、所在地及び電話番号等</p>	<p>第35条 基準第8条第1号に規定する「保守サービス契約書である旨」とは保守サービス契約書、保守契約書、サービス契約書等の名称をいう。</p> <p>第36条 基準第8条第2号に規定する「保守サービスの最終責任者の名称、所在地及び電話番号」は、保守サービスの実施について最終的に責任を負う事業者について表示する。</p> <p>ただし、保守サービスの実施者が最終責任者と異なる場合には、その実施者についても合わせて表示する。</p>	<p><u>【保守サービス契約書の表示事項】</u></p> <p><u>(保守サービス契約である旨)</u> 規則第35条で規定している保守サービス契約である旨の表示は、規則第35条の例示のほか「契約書」という表示がなくとも、文章の内容が保守サービスの実施について記載している物であれば、「覚書」、「ご案内」等の表示をしていても差し支えありません。</p> <p><u>(保守サービスの最終責任者の名称、所在地及び電話番号等)</u> 規則第36条で規定している最終責任者とは、基準第2条第3項に規定する事業者のことをいいます。当業界では規則第36条</p>

<p>(3) 品名及び形名(型名)</p> <p>(4) 保守サービス契約期間又は期限</p> <p>(5) 保守サービス料金</p> <p>(6) 保守契約者個人情報の取扱い</p>	<p>第37条 基準第8条第3号に規定する「品名及び形名(型名)」については、規則第8条の規定を準用する。</p> <p>第38条 基準第8条第4号に規定する「保守サービス契約期間又は期限」については、契約期間又は期限の定めのある保守サービス契約について記載する。</p> <p>第39条 基準第8条第5号に規定する「保守サービス料金」は、事業者が使用者に対して実施する保守サービスの対価について記載する。</p> <p>第40条 個人情報については取扱い目的を明確に記載する。</p>	<p>ただし書きの場合がほとんどですので、最終責任者及び保守サービス実施者を記載するよう指導してください。</p> <p><u>(保守サービス契約期間又は期限)</u> 規則第38条の表示は、次の例によって行ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 期間または、期限の定めのある保守サービス契約については、その期間又は期限を次の例より表示してください。       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとします。</li> <li>(2) 契約期間は、締結日から〇年間(〇ヶ月間)とします。</li> <li>(3) 契約期間又は期限は、締結日から〇年間(〇ヶ月間)又は〇〇枚プリントまでのいずれか早く到達した時までとします。</li> </ol> </li> <li>2. 契約満了後の措置については、契約更新に当たっての手続き等、必要とする事項を表示してください。</li> <li>3. 期間又は、期限の定めのない保守サービス契約については、内容等について使用者等に誤認を与えないような表示をしてください。</li> </ol> <p><u>(保守サービス料金)</u> 規則第39条で規定している保守サービスの対価には、料金、条件等を含みます。対価を前もって契約書に記載できない場合は、別に作成した料金表等を添付してください。</p>
<p><u>(本体の必要表示事項)</u> 第9条 事業者は、製品の本体に形名(型名)、事業者名、定格電圧等の表示を行うほか、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 原産国名(国名で表示することが適切でない場合は、原産地名)。ただし、国産品であるものについては除く。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、原産国について誤認されるおそれのある国産品については国産品である旨。</p>	<p>第41条 基準第9条第1号に規定する「原産国」とは、その製品に本質的な性質を与えるために十分な、実質的な変更をもたらす製造又は加工を最後に行った国をいう。</p> <p>2 「誤認されるおそれのある国産品」とは、次に掲げる表示のあるものをいう。</p> <p>ア 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示</p> <p>イ 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示</p> <p>ウ 文字による表示の全部または主要部分が外国の文字で示されている表示</p> <p>3 原産国の表示は、次に掲げるいずれか</p>	<p><u>【本体の必要表示事項】</u> デジタル印刷機本体の表示は、「電気用品安全法」に基づいて自主的に表示しているほか、義務表示ではありませんが「工業標準化法」に基づく日本工業規格(JIS)による表示も行われておりますので、規則では原産国についてのみ定めています。</p> <p><u>(原産国表示)</u> 基準第9条第1項のデジタル印刷機の前産国表示について明確にするため次の要旨に基づく運用規則が定められています。運用規則の概略は次の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原産国を表示すべきデジタル印刷機は、外国で生産され会員が輸入し日本国内で販売するものすべてです。二つ以上の構成部品からなる製品は、それぞれに表示する必要があります。また、付属品や部品が単独の商品として使用者等に販売される場合も、やはり表示が必要となります。</li> <li>2. 通常、デジタル印刷機は部品を含めて二国以上が製造に関与しているのが一般的ですが、この場合の原産国の判定は、「製品に本質的な性質をあたえるために十分であると認められる実質的な製造または加工を最後に行った国を原産国とする。」と定めています。原産国の判定で次のような行為のみを行った国は、規則第40条の「原産国」とは認められません。       <ol style="list-style-type: none"> <li>①ラベルマーク等を貼り付ける。</li> <li>②容器につめ又は包装する。</li> <li>③単に詰め合わせ又は組み合わせる。</li> <li>④簡単な部品の組み立てをする。</li> <li>⑤完成した製品検査のみをする。</li> </ol> </li> </ol> <p>3. 表示の内容は、規則第40条第3項に定める表示形式により、</p>

	<p>に基づき表示する。</p> <p>ア 「〇〇製」、「製造〇〇」、「原産国〇〇」、「原産地〇〇」（〇〇は国名又は地名）</p> <p>イ 「MADE IN 〇〇」、「Made in 〇〇」、「made in 〇〇」、「ASSEMBLED IN 〇〇」、「Assembled in 〇〇」、「Assembled in 〇〇」、「DESIGNED IN 〇〇」、「Designed in 〇〇」、「Designed in 〇〇」等の表現を用いても良い。（〇〇は英文表記による国名又は地名）</p>	<p>日本語または英語で行ってください。</p> <p>「タイ△△電機製」（△△電機は企業名）のような表示は原産国表示として認められません。</p> <p>原産国表示は「国名」で行うことが原則であり、「地名」で表示すべき事例としては現在「台湾」があります。</p> <p>また国名は、使用者等が認知・理解できるものに限ります。特に英語による表示の場合は日本で通常使用されている名称と著しく異なるもの、読み方の難しいものは使用しないこととされています。</p> <p>4. 表示の方法は、本体の家庭用品品質表示法、電気用品安全法等に基づく必要表示事項と混同されないように、見やすい文字で、容易に消えない方法で明瞭に表示してください。</p> <p>また、購入の際、選択の要因となる梱包（店頭展示される可能性のある化粧箱等）にも表示することとしています。</p>
<p>（特定用語の使用基準）</p> <p>第10条 事業者は、製品の品質、性能等に関する次の各号に掲げる用語の使用については、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>（1）永久を意味する用語は断定的に使用することはできない。</p> <p>（2）完全を意味する用語は断定的に使用することはできない。</p> <p>（3）安全性を意味する用語は強調して使用することはできない。</p> <p>（4）最上級及び優位性を意味する用語は客観的事実に基づく具体的根拠を表示しなければならない。</p>	<p>第42条 基準第10条第1項第1号に規定する「永久を意味する用語」とは「永久」、「永遠」、「パーマナント」、「いつまでも」等をいい、永久に持続することを意味する用語をいう。</p> <p>第43条 基準第10条第1項第2号に規定する「完全を意味する用語」とは「完璧」、「パーフェクト」、「100%」、「万能」、「オールマイティ」等、全く欠けるところがない意味の用語をいう。</p> <p>第44条 基準第10条第1項第3号に規定する「安全性を意味する用語」とは「安心」、「安全」、「セーフティ」等どんな条件下でも安全を意味する用語をいう。ただし、安全性を意味する以外の「安心」はこの限りではない。</p> <p>2 「安全」、「安心」等を品名及び愛称に冠して使用してはならない。</p> <p>第45条 基準第10条第1項第4号に規定する「最上級及び優位性を意味する用語」とは「最高」、「最大」、「最小」、「最高級」、「世界一」、「日本一」、「第一位」、「ナンバーワン」、「トップをゆく」、「他の追従を許さない」、「世界初」、「日本で初めて」、「いち早く」等の用語をいう。</p> <p>2 「優位性を意味する用語」は、品質、性能等について他との間に客観的に十分な有意差がない場合は使用することができない。</p> <p>3 「新」、「ニュー」等の用語は、当該</p>	<p>【特定用語の使用基準】</p> <p>基準第10条第1項第1号から5号及び、施行規則第42条から第46条については広告表現上、使用者等の誤認のおそれのある重要とされる用語について規定しております。</p> <p>規則第42条と第43条で規定する「永久」「完全」を意味する用語は使用すること自体、不当表示性の高い用語であり、商品選択に影響を及ぼさない文学的表現・希望・願望を表す場合を除いては原則不可としています。</p> <p>規則第44条で規定する「安全」は人の生命・身体・財産に係わる問題となるので用語使用に当たっては、より厳しく運用する必要があります。</p> <p>規則第45条で規定する「最上級」「優位性」を意味する用語は、比較表示に当たって最も多く使用され、不当表示になりやすい面が有り十分な注意が必要です。</p> <p>特に規則第45条第2項の優位性を意味する用語を使用する場合、訴求する品質・性能の内容が業界・技術史上で十分な意味を持ち、使用者等の商品選択上有用とされるだけの価値のあるものであることが客観的に判断されるものでなくてはなりません。</p> <p>同第3項の「新」「ニュー」等の用語の使用例として「新型」</p>



<p>(5) その他の用語の使用基準は、施行規則で定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定は、技術的専門用語については、適用しない。</p>	<p>品目の発売後1年を超えて、又は次の新形(型)製品が発売されるまでの期間のいずれか短い期間を超えて使用することはできない。</p> <p>第46条 基準第10条第1項第5号に規定する「その他の用語の使用基準」用語ごとに別表2-1から2-3に定めるところによる。</p> <p>第47条 基準第10条第2項に規定する「技術的専門用語」とは、業界、学会などで一般に広く使用されている用語で次のようなものをいう。「超LSI」、「超伝導」、「スーパーソニック」、「最大出力」、「パーマネントマグネット」、「最大給紙枚数」、「最小用紙サイズ」等の用語をいう。</p>	<p>「新商品」という場合は原則的に発表後1年、且つまた、後継の製品が発表されるまでをいい、その後は「現行」とされます。「新製品」の状態が終了したにもかかわらず継続して表示している場合は規則第6条第1項第5号に基づき不当表示となるおそれがありますので注意が必要です。</p> <p>規則第46条では、特定した全商品に係わる重要なテーマ(環境・節約・騒音)に関する用語の使用基準を施行規則として決めました。</p> <p>(技術的専門用語) 規則第47条は製品の機構、部品等純然たる技術名として専門的に使用される場合であって、製品の広告訴求を意図したような技術用語は必ずしもこれに該当しないとされる場合がありますので注意してください。 特に、全く新規に開発された技術の場合注意が必要です。</p>
<p>(特定事項の表示基準) 第11条 事業者は、次の各号に掲げる事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 比較表示 製品の品質、性能、取引条件等について比較表示する場合は、下記の要件を満たしていること。 ア 比較対象事項は客観的に実証され、測定又は評価できる数値や事実であること。 イ 実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること。 ウ 比較の方法が公正であること。</p>	<p>第48条 基準第11条第1号に規定する「比較表示」とは自社の製品について競争事業者又は自社の製品を比較対象製品として示し(暗示的に示す場合を含む)、これらの内容又は取引条件に関して比較する表示をいう。</p> <p>2 競争事業者の製品との比較表示をする場合は次の基準による。 (1) 比較時において販売されている製品を対象にすること。 (2) 比較対象とする製品は同等クラスのもの原則とすること。ただし、そうでないものと比較する場合はその相違等を明りように表示すること。 (3) 製品の比較対象とする製品の品名及び形名(型名)を表示すること。</p> <p>3 自社の製品との比較表示をする場合は次の基準による。 (1) 原則として比較時において販売されている製品又は最近の生産完了品を対象とする。ただし、使用者等の購入の参考とするため、比較対象製品の、機種名、根拠等を誤認のないよう明りように表示した上で、小見出し以下の説明の中で比較数値のみを強調しないで表示する場合には、補修用性能部品の保有期間を目安として適切な製品と比較することができる。 (2) 比較対象とする製品は、同等クラス中の最も優れたものを原則とすること。ただし、そうでないものと比較する場合は、その相違等を明りように表示すること。 (3) 自社の製品との比較であることが一見して明らかであること(当社比など)。</p>	<p>【特定事項の表示基準】</p> <p>(比較表示) 規則第48条第1項から第3項に定める「比較表示」は広告訴求上、重要なファクターであり、使用者等の誤認防止のためにも、より厳格な表示基準運用が求められます。 競争事業者間の比較表示については、公正取引委員会で基準が明らかにされていますが、自社のデジタル印刷機の比較表示については自主規則としてここに規定されています。特に、自社比較の場合根拠等の客観性が乏しいだけに、使用者等の誤認を招きやすいことから規則第6条では下記の3つの不当表示例を掲げ注意を促しています。 1. 自社の製品との比較にもかかわらず、あたかも他社のものとの比較であるかごとく表示をすること。(第1項第14号) 2. 過去の製品との比較にもかかわらず、あたかも現行のものとの比較であるかのごとく表示をすること。(第1項第15号) 3. 使用環境・使用条件が異なるにもかかわらず、同一条件であるかのような表示をすること。(第1項第16号)</p>

<p>(2) 数値表示 製品の品質、性能、取引条件等を数値で表示する場合は、次の要件を満たしていること。 ア 実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること。 イ 数値は客観的に測定又は評価できるものとし、測定方法等具体的根拠を表示すること。</p> <p>(3) 認定等の表示 公共機関、公共的団体及びその他の団体の認定、賞、推奨等を受けた旨を表示する場合は、その内容、時期及び団体名を近接して表示すること。ただし、認定団体が表示の規定を定めている場合は、それを優先する。申請するだけで容易にとれる認定、賞、推奨等は表示してはならない。</p> <p>(4) 消費電力量の表示 消費電力量を表示する場合は、その算定の基礎とした使用環境、使用時間等の使用条件を表示する。</p>		<p>(数値表示) 規則第6条第1項第18号と第19号に定める数値表示は使用者等が商品の選択・購入に当たって、商品の品質・性能に関する重要な情報となります。しかし、事業者の提供する情報は一方的なものであり、使用者等が、その数値を確かめることはほとんど不可能であり、信用せざるをえない立場にあるだけに、表示する事業者の責任は重いものがあります。 従って、数値表示に当たっては、下記の点に留意してください。 ①意味のあまりない数値を表示して、いたずらに誇張しないこと ②前提条件がある場合は、数値に近接して明りょうに表示すること ③測定方法等、客観的根拠を明示すること ④「割」「倍」「約」「±」等の、あいまいになりがちな数値表示は正確に表示すること。</p> <p>(認定等の表示) 規則第6条第1項第20号の事業者が新たな技術・商品開発によって、なんらかの賞を受賞した事を使用者等に知らせる事は、有益情報の提供として当然認められるべきですが、申請するだけで容易に取れる賞等を表示することは、使用者等に誤認を与えることから表示を禁止しています。</p>
<p>(希望小売価格等の表示) 第12条 事業者は、希望小売価格等（あらかじめカタログ等により使用者に公表されているもの）等の表示に当たっては、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) 希望小売価格等がある場合はその旨を表示すること。 (2) 希望小売価格等に含まれないものがある場合は、その旨を明りょうに表示すること。 (3) 希望小売価格等がない場合は、カタログ等にその旨を明りょうに表示すること。 (4) 希望小売価格等がない場合において、販売業者向けカタログ等で、使用者等が希望小売価格等と誤認するおそれのある名称を用いて価格表示をしないこと。</p>		<p>(希望小売価格等の表示) 基準第12条第1項第2号にいう「希望小売価格等に含まれないもの」とは、配送費・設置料・工事費・引き取り料などがあります。 従来、これらの表示は不明確であり使用者等に混乱を及ぼすおそれがあるため表示の明確化を図りました。 基準第12条第1項第3号と第4号でいう希望小売価格等のない場合とは、発売当初からない場合と、価格が撤廃された場合がありますが、その場合オープン価格である事を明りょうに表示し、使用者等がその旨を認識できるようにすることを規定したものです。 消費税については、内税か外税が分るように表示して下さい。</p>
<p>(デジタル印刷機部会及び技術分科会の役割) 第13条 デジタル印刷機部会及び技術分科会は次の役割を行う。 (1) この基準の周知徹底に関すること。 (2) この基準についての相</p>		

<p>談及び指導に関すること。</p> <p>(3) 不当表示防止に関する法令及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。</p> <p>(4) この基準について必要な関係官公庁との苦情処理に関すること。</p> <p>(5) デジタル印刷機の表示に関する使用者等からの苦情処理に関すること。</p> <p>(6) その他この基準の運用・施行に関すること。</p>		
<p>(デジタル印刷機のガイドラインの作成、変更)</p> <p>第14条 技術分科会は、デジタル印刷機のガイドラインの作成や変更をすることができる。</p> <p>2 前項の規則等を作成、又は変更した場合には、デジタル印刷機部会が承認し、制定するものとする。</p>		
<p>(表示物の提出)</p> <p>第15条 技術分科会は、このガイドラインを運用するため、各事業者に対して不定期にカタログ、取扱説明書、保証書、その他の表示物の提出を求めることができるものとし、事業者はこの要請に従うものとする。</p>		
<p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成21年4月1日に発表される製品から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この施行規則は、平成21年4月1日から施行する。</p>	

表2-1 デジタル印刷機における「地球環境保全」の訴求に関する用語

使 用 基 準
<p>「環境保護型」、「地球にやさしい」等地球環境保全を意味する用語については、下記の基準による。</p> <p>(1) 品名や愛称への冠表示や、商品に直結した包括的訴求はしないこと。</p> <p>(2) 表示に当っては、具体的な改善内容を明確にすること。</p> <p>(3) 「環境保全への配慮（取組み）」等企業姿勢を表す見出しをつけ、具体的内容を訴えることは構わない。</p>

表2-2 「省エネ」、「節約」を意味する用語

使 用 基 準
<p>「省エネ」、「節約」を意味する用語については、下記の基準により使用する。</p> <p>(1) 「省エネ等」を意味する用語の商品名、愛称等への冠的使用はできない。ただし、機能、部品等に冠しての使用は、客観的事実に基づく数値又は根拠を付記することにより、使用して差し支えない。</p> <p>(2) 「省エネ等」を意味する用語は、次の要件を満たすことを条件に、使用することができる。</p> <p>ア 客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記するとともに、実証の事実を正確かつ適正に引用すること。</p> <p>イ 訴求の内容を比較数値で表示する場合は、その前後において訴求の根拠となった「絶対数値」を明示すること。</p> <p>ウ 主張する特徴と明らかに不離一体の関係にある事項は、その旨を明確に表示すること。</p> <p>ただし、商品の使い方にかかわる「省エネ等」のための使用者等の啓発・提案については、上記3条件にかかわらず使用することは差し支えない。</p>

表2-3 「騒音」の低減に関する用語

使 用 基 準
<p>「静音」、「低騒音」、「静かな」等騒音に関する用語については、下記の基準により使用する。</p> <p>(1) 「騒音」を表す表示に当っては「音響パワーレベル[B (BELL=少数第一位まで記載)]」で記載。なお、音響パワーレベルに加えて音圧レベル (dB) を同時に使用してもよい。音響パワーレベルの測定方法は JIS 7779 の第 6 項又は、第 7 項に従う。音圧レベルの測定方法は JIS 7779 の第 8 項に従う。</p> <p>(2) 騒音に関する用語表示を行なう場合は、騒音値及び測定方法を近接表示し、騒音低減の根拠が有る場合は、「静かな」、「静かに」等の用語を小見出し以下で使用することができる。</p> <p>(3) 「騒音レベル」を表す用語の製品名、愛称等に冠的使用はできない。ただし、騒音低減化に直接係わる機構、回路、部品等については(2)の基準により冠表示することができる。</p>

表2-1 デジタル印刷機における「地球環境保全」の訴求に関する用語

使 用 基 準
<p>「環境保護型」、「地球にやさしい」等地球環境保全を意味する用語については、下記の基準による。</p> <p>(1) 品名や愛称への冠表示や、商品に直結した包括的訴求はしないこと。</p> <p>(2) 表示に当っては、具体的な改善内容を明確にすること。</p> <p>(3) 「環境保全への配慮（取組み）」等企業姿勢を表す見出しをつけ、具体的内容を訴えることは構わない。</p>

表2-2 「省エネ」、「節約」を意味する用語

使 用 基 準
<p>「省エネ」、「節約」を意味する用語については、下記の基準により使用する。</p> <p>(1) 「省エネ等」を意味する用語の商品名、愛称等への冠の使用はできない。ただし、機能、部品等に冠しての使用は、客観的事実に基づく数値又は根拠を付記することにより、使用して差し支えない。</p> <p>(2) 「省エネ等」を意味する用語は、次の要件を満たすことを条件に、使用することができる。</p> <p>ア 客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記するとともに、実証の事実を正確かつ適正に引用すること。</p> <p>イ 訴求の内容を比較数値で表示する場合は、その前後において訴求の根拠となった「絶対数値」を明示すること。</p> <p>ウ 主張する特徴と明らかに不離一体の関係にある事項は、その旨を明確に表示すること。ただし、商品の使い方にかかわる「省エネ等」のための使用者等の啓発・提案については、上記3条件にかかわらず使用することは差し支えない。</p>

表2-3 「騒音」の低減に関する用語

使 用 基 準
<p>「静音」、「低騒音」、「静かな」等騒音に関する用語については、下記の基準により使用する。</p> <p>(1) 「騒音」を表す表示に当っては「音響パワーレベル[B (BELL=少数第一位まで記載)]」で記載。なお、音響パワーレベルに加えて音圧レベル (dB) を同時に使用してもよい。音響パワーレベルの測定方法は ISO 7779 の第5項又は、第6項に従う。音圧レベルの測定方法は ISO 7779 の第7項に従う。</p> <p>(2) 騒音に関する用語表示を行なう場合は、騒音値及び測定方法を近接表示し、騒音低減の根拠が有る場合は、「静かな」、「静かに」等の用語を小見出し以下で使用することができる。</p> <p>(3) 「騒音レベル」を表す用語の製品名、愛称等に冠的使用はできない。ただし、騒音低減化に直接係わる機構、回路、部品等については(2)の基準により冠表示することができる。</p>

**デジタル印刷機の表示に関する  
基準・施行規則・解説**

2009年（平成21年）7月制定

発行所 社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

〒105-0001 東京都港区西新橋 3-25-33 NP御成門ビル

電話 東京 03-5472-1101(代表)

[www.jbmia.or.jp](http://www.jbmia.or.jp)